

務	00	01	5年
令和12年3月末まで保存			

運 免 第 1 1 0 6 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日
(情 報 管 理 課)

関 係 所 属 長 殿

運 転 免 許 課 長

オンライン講習システム運用要領の制定について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第335号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号）及び道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和6年国家公安委員会規則第16号）の施行により、オンラインによる更新時講習（以下「オンライン講習」という。）を実施することとなった。

そこで、警察共通基盤システムによる運転者管理業務及びガバメントクラウドの警察情報システムを用いてオンライン講習を行うに当たり、別添のとおり「オンライン講習システム運用要領」を定め、令和7年3月24日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

担 当
運転免許課
高齢運転者等支援係

別添

オンライン講習システム運用要領

第1 趣旨

この要領は、警察共通基盤システムによる運転者管理業務（以下「運転者管理業務」という。）におけるオンライン講習の受講管理機能の運用及びガバメントクラウド上の警察情報システム（以下「管理システム」という。）において行う講習動画、確認テスト等の管理に関し、必要な事項を定め、オンライン講習システムの効果的かつ適正な運用を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次の各号に定めるほか、「青森県警察における警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領の制定について」（通達）（令和7年3月18日付け運免第1073号。以下「実施要領」という。）、「青森県警察における警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則の制定について」（通達）（令和7年3月18日付け運免第1074号。以下「実施細則」という。）、「更新時講習等実施要領の制定について」（令和7年3月18日付け運免第1043号。以下「実施通達」という。）に定めるところによる。

1 オンライン講習

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第43条第1項の表のオンライン講習をいう。

オンライン講習は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第11項第3号に規定する受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることその他の国家公安委員会規則で定める基準に従って行うこととなる。

2 オンライン講習システム

警察庁が整備したオンライン講習を実施するためのシステムをいう。

なお、オンライン講習システムは、運転者管理業務におけるオンライン講習の受講管理機能及び管理システムとする。

3 受講者

オンライン講習を受講した者をいう。

4 講習動画

実施通達第4の3における講習動画をいう。

5 確認テスト

オンライン講習の受講中に実施される講習内容に関する確認テストをいう。

6 顔照合

マイナンバーカードの公的個人認証を利用するマイナポータルを用いた本人確認機能及び受講者の顔画像を用いた顔照合機能による照合をいう。

青森県警察が保有する運転者管理ファイルに登録されている顔写真と受講者の顔画像の特徴点を照合し、合致する場合には「正常」とし、「正常」以外の場合には、「異常」とするものである。

7 生体判定

受講中の顔貌撮影による顔検知機能及び生体判定機能による判定をいう。

オンライン更新時講習の受講（以下「講習受講」という。）中に撮影された受講者の顔画像が生体であるか判定（講習受講中に撮影された2枚の顔画像を比較し、動きが少ない場合に生体ではないと判定）し、生体である場合には「正常」とし、「正常」以外の場合には、「異常」とするものである。

8 受講管理機能

運転者管理業務に設けられた受講者の情報を管理する機能（以下「本機能」という。）をいう。

9 基本情報

運転者管理ファイルから自動引用される実施細則第3の2(2)の基本データをいう。

10 受講情報

講習受講に関する情報（受講結果及び顔照合結果）をいう。

11 オンライン講習受講事実照会

実施通達第4の5の受講者の確認等を行うために受講管理機能を用いて、基本情報及び受講情報に対して行う照会をいう。

12 自動受付機

免許証等の更新の申請や個人番号カードへの特定免許情報の記録の申請等の各種申請を行うに当たり、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを読み取らせることによって、申請に必要な情報を運転者管理ファイルから自動で引用し、申請書に反映させて印字する受付機をいう。

13 講習動画、確認テスト等の管理

インターネット端末を用いて、管理システムにおいて行う講習動画、確認テスト等の管理（以下「講習動画等の管理」という。）をいう。

第3 運転者管理業務における受講管理機能

1 基本情報及び受講情報の内容

(1) 基本情報

基本情報の項目及び内容は次のとおりとする。

項目	内容
1 氏名 (カナ)	各項目の内容は実施細則第3の2(2)に基づく。
2 生年月日	
3 住所	
4 免許証番号	
5 性別	
6 漢字氏名	
7 統一氏名	
8 免許情報記録番号	

(2) 受講情報

受講情報の項目及び内容は次のとおりとする。

ア 受講結果

項目	内容	受講情報への登録時期
1 オンライン講習区分	講習受講した講習区分（「01 優良」又は「02一般」）をいう。	講習受講の開始時
2 来場登録日	受講者が免許証等の更新のために自動受付機を使用し、更新申請書を印字した年月日をいう。	更新申請書の印字時
3 更新完了日	実施細則第4の1(1)の表の免許更新登録が行われた年月日をいう。	免許更新登録時
4 受講完了区分	講習受講の完了等の有無（「0：受講未了」、「1：受講完了」又は「2：受講無効」）をいう。	「受講未了」 講習受講の開始時 「受講完了」 講習受講の完了時 「受講無効」 修正（免許）登録時
5 動画視聴公	実施通達第4の4の受講者が	講習動画の視聴開

安委員会	視聴した講習動画を整備した都道府県公安委員会（都道府県番号都道府県公安委員会）をいう。	始時
6 受講完了日時	講習受講を完了した日時をいう。	講習受講の完了時

イ 顔照合結果

項目	内容
1 顔画像	オンライン講習システムにより撮影された受講者の顔貌であって、顔照合や生体判定に用いた顔画像をいう。
2 撮影時点	1の顔画像の撮影時点におけるチャプターの種類、運転適性診断設問回答、運転適性診断解説動画の別をいう。
3 撮影日時	1の顔画像を撮影した日時をいう。
4 顔照合結果	顔照合又は生体判定の結果（「0：正常」、「1：異常（顔照合）」、「2：異常（生体判定）」の別）をいう。

2 登録

基本情報及び受講情報に自動登録される時期は次のとおりとする。

(1) 基本情報

基本情報は、講習受講の開始後に運転者管理ファイルを引用し、自動登録されるものとする。

(2) 受講情報

ア 受講結果

1(2)アの表の受講情報への登録時期のとおり、講習受講の状況等に応じて、自動登録されるものとする。

ただし、同表の「4 受講完了区分」の「受講無効」の登録は、運転免許管理の「修正（免許）登録」により職員が行うものとする。

イ 顔照合結果

顔照合結果が異常とされた時に、1(2)イの表の全ての項目が自動登録されるものとする。

なお、顔照合結果が正常とされた時には、1(2)イの表の全ての項目が登録されないものとする。

3 抹消

基本情報については、受講結果の自動抹消時に、運転者管理ファイルからの引用を自動で停止するものとする。

なお、受講結果及び顔照合結果については、全ての項目が同時期に自動抹消されるものとするが、その時期は次のとおりとする。

(1) 実施細則第4の1(1)の表の免許更新登録が行われた場合

ア 受講結果

更新完了日から起算して1年を経過する日

イ 顔照合結果

更新完了日の翌日

(2) 実施細則第4の1(1)の表の免許更新登録が行われない場合

ア 受講結果

受講完了日から起算して1年を経過する日

イ 顔照合結果

受講完了日から起算して1年を経過する日

4 オンライン講習受講事実照会

(1) オンライン講習受講事実照会（以下「照会」という。）は、本職に端末操作担当者として指定された者が、運用通達第4の5の留意事項に従い照会を行うこと。

なお、照会については、次の場合に行うものとする。

ア 顔照合結果が「異常」と示されている更新申請書が提出された場合

イ 自動受付機で印字されていない更新申請書が提出された場合

(2) 照会に関する記録の確認については、実施細則第8のとおりとする。

5 運用時間

本機能の運用時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を含み24時間運用とする。

6 アクセス範囲に関する事項

本機能を運用するに当たってのアクセス範囲については、「青森県警察における警察共通基盤システムによる運転者管理業務のアクセス範囲について」（通達）（令和7年3月18日付け運免第1076号）に定めるところによる。

第4 講習動画等の管理

1 管理システムの機能

管理システムの機能は次のとおりとする。

項目	内容
コンテンツ管理	講習動画、確認テスト等のコンテンツの登録、削除等を行う機能

ユーザー管理	操作者のパスワードの変更等を行う機能
運用保守	受講者数等の統計情報の出力等を行う機能
システム管理	講習動画等の言語の選択等を行う機能

2 管理システムの操作

管理システムの操作は、当課が青森県警察の情報セキュリティポリシーの定めるところにより、適正に行うこととする。

なお、コンテンツ管理機能を使用する際には、事前に警察庁運転免許課に連絡を行うこととする。

3 運用時間

管理システムの運用時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を含み24時間運用とする。

第5 安全の確保

- 1 セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、青森県警察情報セキュリティに関する訓令等、警察情報セキュリティポリシーに定めるところによるものとする。

2 管理対象情報の分類

「青森県警察における情報セキュリティに関する対策基準について」（令和5年3月29日付け情管第125号。以下「セキュリティ対策基準」という。）第5の1(2)イ(ア)に規定する管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

ア 受講管理機能

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
受講管理機能	2（中）	2（高）	2（高）

イ 講習動画等

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
講習動画等	1（低）	2（高）	2（高）

3 情報の取扱い及び作成ファイルの取扱い

取り扱う情報は、目的の範囲内において青森県警察で利用するものとする。

また、情報の取扱いに関しては、ファイルの保有目的以外で利用する等の不正使用がないように、適正に管理するものとする。

第6 部外への委託

部外へ委託する場合には、情報セキュリティに関する対策について、実施細則第9のほか、セキュリティ対策基準第4の1及び「青森警察における情報セキュリティに関する対策基準の細目について」（令和5年3月29日付け情管第126号）第3の1を確実に行うこと。

第7 自宅型テレワーク

本機能の運用及び講習動画等の管理については、自宅型テレワークの実施を認めないものとする。

第8 その他

本通達に規定のない事項については、実施要領及び実施細則の定めるところによるものとする。